

**財務省第12入札等監視委員会
令和2年度第3回定例会議議事概要**

開催日及び場所	令和3年3月16日(火) 福岡合同庁舎5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
	委員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和2年10月1日(木) ~ 令和2年12月31日(木)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 五島市木場町所在国有地擁壁撤去等工事 契約相手方 : 株式会社 片山組 (法人番号 5310001011068) 契約金額 : 3,682,800円(税込) 契約締結日 : 令和2年11月6日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-件	-
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 理研計器社製ポータブルガス検知器の点検校正業務 契約相手方 : 株式会社 旺計社 (法人番号 2290801000457) 契約金額 : 1,353,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年12月14日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : ガスクロマトグラフ質量分析装置等購入一式 契約相手方 : 新川電機株式会社九州支社長崎オフィス (法人番号 4240001004583) 契約金額 : 20,240,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年12月28日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 確定申告期におけるPC設定及びLAN配線業務 契約相手方 : Dynabook株式会社 (法人番号 8010601034867) 契約金額 : 14,850,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年11月16日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : ガスクロマトグラフ質量分析装置等購入一式 契約相手方 : 新川電機株式会社九州支社長崎オフィス (法人番号 4240001004583) 契約金額 : 20,240,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年12月28日 担当部局 : 長崎税関 契約件名 : 確定申告期におけるPC設定及びLAN配線業務 契約相手方 : Dynabook株式会社 (法人番号 8010601034867) 契約金額 : 14,850,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年11月16日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 五島市木場町所在国有地擁壁 撤去等工事 契約相手方 : 株式会社 片山組 (法人番号 5310001011068) 契約金額 : 3,682,800円(税込) 契約締結日 : 令和2年11月6日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>高落札率であることから、予定価格の積算が適正かについて確認したい。</p>	
<p>一般的に、参考見積書を徴取する先は、1者だけになるのか。</p>	<p>当局では、1者から徴取するケースが多いと思われるが、工法や徴取した見積書の価格に疑問が生じた場合には、2者から徴取するケースもある。 本件は、特殊な工法を要する工事ではないことから、1者からの徴取となっているが、複雑な案件においては、なるべく複数者から見積書を徴取することを奨励している。</p>
<p>応札業者が2者に留まったということだが、特殊な工事内容ではないことから、もう少し応札者が多くてもよかったのではないか。</p>	<p>担当課には、入札に先立ち、なるべく多くの事業者へ声掛けを行うよう伝えている。 本件においても、声掛けの結果、3者から入札参加の申込みを受けたものの、施工条件が良くないとの理由により、1者が応札を辞退し、結果、2者にとどまったものである。</p>
<p>業者の費用内訳と予定価格積算資料を比べると、産業廃棄物処理費についてかなりの乖離が認められるが、この理由はなにか。</p>	<p>数量に関し、業者と当局で大きな差はないことから、最終的には積算基準の差と思われるが、その部分の分析までは行っていない。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : 理研計器社製ポータブルガス検知器の点検校正業務 契約相手方 : 株式会社 旺計社 (法人番号 2290801000457) 契約金額 : 1,353,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年12月14日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>高落札率であり、応札者も少なく同一業者の落札が続いている。予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>予定価格積算において、一般に公表する価格が存在しないため業者から聴取したとなっているが、毎年、同じ業者から聴取しているのか。</p>	<p>令和元年度以前は、落札業者及びR社から聴取していたが、R社については落札業者より毎年高い金額であったため、令和2年度からは、R社からF社の聴取に変更している。</p>
<p>令和元年「応札業者数2者」というのは、落札業者のほか、どこの業者か。</p>	<p>F社である。</p>
<p>前年度に引続き2者応札となったが、同一業者の落札が続いている状況であり、さらなる応札者数の増加のための方策はあるか。</p>	<p>令和元年度からF社が応札している理由は、同種業務の他官庁落札結果をインターネットで調べ積極的に声掛けをした効果である。 次年度以降も、引き続き市場調査を行い、さらなる応札者数の増加に努めたい。</p>
<p>過去5年の実績を見ると同一業者が落札しているため、引き続き同種業務の他官庁落札結果等を確認して、競争性の確保のため応札者の増加に努力して欲しい。</p>	<p>取扱業者が少ない業務であるが、引き続き、他官庁や地方公共団体の落札結果をホームページ等で確認し、応札者の増加に努めたい。</p>
<p>過去5年間は落札業者と他一社から参考見積を聴取し、安い方を予定価格で採用しているということか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>過去の結果を見ると、落札金額がそれほど変わらないため、参考見積を聴取しなくても過去の平均から予定価格の作成が可能と思われるが、如何か。</p>	<p>聴取する業者も変えて適正な予定価格の作成に努めており、また、毎年交換部品数等も変わるため、今後も、参考見積を聴取し確認する。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : ガスクロマトグラフ質量分析装置等購入一式 契約相手方 : 新川電機株式会社九州支社長崎オフィス (法人番号 4240001004583) 契約金額 : 20,240,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年12月28日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>高額案件であり高落札率である。また1者応札であることから、予定価格の積算が適正なのか、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>参考見積の2業者の商品は異なるメーカーの装置だが、互換性があるものか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、今回購入するものについては、既に本局の分析室に設置しているガスクロとデータ交換ができることを前提としている。質問は、既存のガスクロと見積を取った2社それぞれのガスクロとの互換性があるのかということだと思われるが、この点については、別のメーカーでもデータ変換用のソフトウェアを用いればデータ交換は可能となっている。</p> <p>具体的には、既に分析室にあるガスクロはX社製であり、他方、見積りの2者のうち1者がX社製、もう1者がY社製であるため、Y社製は変換ソフトが必要ということになる。</p>
<p>A社が応札しなかった理由は何か。</p>	<p>A社に確認したところ、A社は、Y社製のガスクロを取扱っているため、先ほど説明した、既設のX社製ガスクロとのデータ変換用のソフトウェアを備えるという仕様を満たすという部分が、金額を引き上げる要因となり、応札断念に至ったとのことである。</p> <p>そうは言うものの、担当者が、「入札してみないと分からないのでは」と参加を慫慂したが、応札には至らなかったものである。</p>
<p>2業者からの見積書の平均価格を予定価格の採用価格とした理由並びに当該業者見積書における「出精値引」の比率の大きさを考えると、見積書徴収先件数増加の必要性があったのではと考えるが、この点についてはいかがか。</p>	<p>本件の場合、2者の値引き額に約260万円の差が生じているものの、値引き率にすると値引き率はそれぞれ約3割、約2割と通常の物品調達に係る値引き率の範囲内であると認められたため、他者から見積書を徴収する必要はないと判断し、2者の平均価格を予定価格の採用価格としたものである。</p>
<p>予定価格算定資料の中に、値引きという項目は含めるべきものなのか。</p>	<p>予定価格を算出するにあたり、通常、値引き率も加味したところで予定価格を算出している。</p>
<p>既存のX社製ガスクロとの互換性がないメーカーのものは、変換ソフトが必要ということであれば、X社製ではないものを取り扱う業者にとつては不利になっているのではないか。</p>	<p>A社が応札に至らなかった理由が正にその部分だったということもあり、ご指摘のとおり、結果として不利になっているということである。</p>
<p>そういう状況であれば、その点も加味して予定価格を考えなくてはならなかったのではないか。(単純に両者の見積書の平均価格を採用した予定価格では、競争性を確保できないのではないか。)</p>	<p>ご指摘のとおりであり、今後、このような場合には、ご指摘内容を踏まえて、適正な予定価格の算出を行いたいと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 : 確定申告期におけるPC設定及びLAN配線業務 契約相手方 : Dynabook株式会社 (法人番号 8010601034867) 契約金額 : 14,850,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年11月16日 担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>高落札率で1者応札であり、同一業者の落札が続いていることから、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>仕様書で「障害発生時の緊急対応のため、受託者は管内に2か所以上の営業拠点を有することとし、2時間以内に臨場し対応できる体制」が求められているが、このように定められた理由は何か。</p>	<p>確定申告会場には、日々、多くの納税者が来場し、本案件で設置するパソコンでe-Taxによる申告を行っているが、パソコンの不具合や通信障害が生じた場合には、納税者は申告書の作成及び提出ができず、再来場をせざる得ない状況になるなど、来場者対応に支障を来すことからこの項目を定めている。営業拠点を2か所以上としているが、拠点は各県にあつて拠点数が多いほど早期に緊急対応が可能となるため望ましいが、拠点数を増やすことで業者を限定することにもなりかねないため、当局管内を対応できる最低限の拠点数及び対応時間としている。</p>
<p>国内に、PC設定及びLAN配線業務一式を一括で請け負える同業者はあるか。(ある場合)、予定価格は一括請負金額で競わせることができるか。</p>	<p>過去に入札に参加した業者や今回入札に参加しなかった業者の中にも一括で請け負える業者はあると思われる。 予定価格については、積算上は各業務の内容に応じた金額を物価資料等により算出しているが、入札自体は一括(総価)で競わせる方法で行っている。</p>
<p>複数の業者から参考価格を徴取しながら、併せて入札の参加ができないのかを分析し、対象エリアのブロック分けを行ってみるなどの検討をしてみてもどうか。</p>	<p>参加に至らない具体的な理由について、複数の業者から早めに聴取し、仕様書の内容を検討していきたい。</p>
<p>前2年度は複数者応札であったが、当年度、再び1者応札となっている。推察される理由並びに今後1者応札となることを避ける方策はあるか。</p>	<p>今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の密を避けるため、各会場の開設日を例年より前倒したことから、LAN配線の作業期間を約一か月、例年より約2週間長めに設けたが、会場の開設日が署によって違うため、開設日が早い署を優先的に行う必要があるなど作業日が限定されることに加え、その会場の規模(広さ)に見合う作業人員を確保する必要があるなどの理由から対応できなかったのではないかと考えている。 今後の方策としては、過去に入札に参加した業者に参加に至らない理由を具体的に聴取するとともに、他の国税局の入札に参加している大手業者に対して広く声掛けを行っていきたいと考えている。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>全体の調達案件について、従来1者応札が続いていた案件について各部局で応札者の増加について努力されていることは分かった。案件によっては、1者応札あるいは高落札率が続いている状況が見受けられるため、競争性の確保という観点で検討していただきたい。</p>	
<p>(第1事案について)</p> <p>離島という条件もあり、応札者が少ない事情は理解できたが、予定価格の積算について、業者見積との価格の差が見受けられたので、この点について細かく検討する必要があると思われる。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>市場価格の調査を行った際の参考見積を聴取した業者数が少ないことから、3者以上から参考見積を聴取してもらいたい。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>少なくともX社製が有利なことは確かなので、このような場合の予定価格の積算については、両者ともX社製を取り扱う業者から参考見積書を徴取した方が、実勢価格の反映といった観点からも適正だったと思われる。さらに互換性という観点からも、同一メーカーの製品を取り扱う複数の業者に入札の参加を促すべきであったと思われる。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>人員の確保の困難さを理由に入札に参加しない業者が多いとのことから、ブロック分けをして新しい業者の参加を図ることを検討すべきではないかと考える。</p> <p>また、仕様書において受託者の要件として「過去5年以内に本業務と同規模の運営実績を示す書類」を求められているが、新しい業者を増やすという観点からすると若干障害になっていると考えられるため、仕様書の見直しも検討されたい。</p>	